

# 部活動方針

福智高等学校

## 1 方針設定の趣旨等

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、人間性や社会性をはぐくむことができるという教育的意義がある。しかし、社会や経済の変化に伴い、教育に関する課題は複雑化し多様化している。その中で、生徒の教育環境を取り巻く状況は大きく変化しており、学校や教員だけでは解決することのできない課題も増えている。さらに、教員の働き方改革にも資するよう、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的ガイドライン」、同年12月には「文化部活動の在り方に関する総合的ガイドライン」が策定された。加えて同時期に、福岡県教育委員会において、「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」が策定された。

以上のことを受けて、本校としての部活動の指導体制や運営方針を明確にし、生徒一人一人のバランスのとれた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、福智高等学校部活動方針を制定した。

## 2 部活動の意義と役割

### (1) 部活動の意義

高等学校 学習指導要領総則第6款 学校運営上の留意事項1 ウより

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるよう留意するものとする。特に、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。

その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

上記の内容を踏まえ、本校の部活動を下記のように整理する。

#### ○ 部活動の位置づけ

学校教育の一環として行われるものである。

#### ○ 部活動の意義

生徒がより高い水準の技能に挑戦する中で、スポーツや文化及び科学等に関する活動の楽しさや喜びを味わい「生きる力」の育成に大きく貢献するものである。

#### ○ 実施上の留意点と配慮事項

- ・ 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を強いるものではない。
- ・ 部活動の指導は、教育課程との関連を図りながら行う。
- ・ 地域や各種団体との連携を図り協力を得ることが部活動の充実に繋がる。

## (2) 運動部活動の役割

全国的に児童生徒の運動・スポーツ離れが叫ばれている中、高校生においても運動習慣の二極化が深刻な問題となっており、運動機会、運動時間の確保の面から、運動部活動の役割は大きい。

## (3) 文化部活動の役割

文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズなど極めて多様である。自らの目標を達成する活動として、大会やコンクール、コンテスト、発表会などに積極的に挑戦する生徒もいれば、友人とコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしている生徒や、将来にわたり芸術文化等の専門家としての道を歩む生徒もおり、個性を伸ばし豊かな人間性を育む上で、文化部活動の果たす役割は大きい。

# 3 適切な運営のための体制整備

## (1) 部活動方針の策定等

- (i) 本校の教育目標、理念等を踏まえ、部活動の指導目標や運営の方針に沿って策定している。
- (ii) 部活動の顧問教師は、適切な活動を推進するため、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに活動計画及び活動実績（日時、場所、休養日や大会参加日等）を作成し、校長へ提出する。
- (iii) 本校部活動方針は、保護者、生徒さらに地域の方々や関係諸機関の方々にも理解を得るため、ホームページや機関誌等を活用し公表する。
- (iv) 本方針は、定期的に見直しすると共に疑義が生じた場合においては、都度関係者間において協議し対処する。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

- (i) 校長は、生徒や教員の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒及び教員の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動が実施できるよう部活動数の調整を図る。
- (ii) 校長は、部活動の顧問教師決定にあたって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の校務分掌や外部指導者等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な指導、運営及び管理が図られる体制の構築を図る。
- (iii) 校長は、毎月の活動計画及び実績の確認を行い、各部の活動内容を把握する。その上で、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導や是正を行う。
- (iv) 日常の運営や指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問の間で意見交換を行い、情報の共有を図る。さらに、指導の内容や方法について研究を重ねる。
- (v) 部活動の関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定、並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（H30.2.9 付文科初 1437 号）「教職員の働き方改革取組指針」（H30.3 福岡県教育委員会）「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（H31.1.25 中央教育審議会）等を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理を行う。

### (3) 参加する大会等の見直し

校長及び部活動顧問は、授業及び学校行事への参加を最優先に考えるとともに生徒の疲労等、及び保護者の経済的な負担等を可能な限り少なくするよう考慮し、参加する大会を精選する。

その上で、部活動顧問は年間計画においてその位置づけを明確にし、生徒や保護者に対して情報提供をする。加えて、顧問教師の負担が過度にならないように配慮し取り組む。

## 4 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- (i) 顧問及び部活動外部指導者等は、競技団体などが作成する運動部活動手引きを参考に、合理的でかつ効率的・効果的な指導に努める。
- (ii) 睡眠時間の確保、過度な練習によるケガの防止、トレーニング効果向上等の観点から、休養を適切に取る必要があることを踏まえた活動を行うよう、生徒の心身の健全な育成の確保に努める。
- (iii) 顧問及び部活動外部指導者等は、勝利のみを目指すのではなく、連帯感や責任感の達成を図る。また、異年齢集団における上級生、下級生等の適切な人間関係の在り方についても指導する。
- (iv) 生徒の部活動による負担を軽減し、生徒の様々な能力の向上や部活動以外の活動に参加する機会を設けられるよう配慮する。
- (v) 校長は、予期せぬ部活動中の事故やけが、または疾病等が発生した場合は、管理職や部活動顧問及び養護教諭が、迅速に対応できるよう日頃から体制整備する。
- (vi) 校長は、日頃から安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取組を行うよう指導する。さらに、安全確保や技術向上のための施設設備については事務長と相談し善処していく。

## 5 適切な活動基準の設定

### ○ 週当たりの休養日の設定

原則、学期中は週当たり、1日以上休養日を設ける。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることとする。

### ○ 長期休業中の設定

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動が行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

### ○ 1日当たりの活動時間

原則、長くとも平日では3時間、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、長くとも4時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

### ○ 定期考査前の休養日

定期考査前の一定期間、部活動休養日を設ける。

## ○ 大会前の活動について

大会やコンクールが近い場合、まとまった練習等の時間が必要な場合には、それを妨げるものではないが、顧問会議において了承を得るものとする。その際、超過した活動日数や時間については、休養日や時間を他の日に振り替えることとする。

※ なお、上記に関わらず、県大会及び全国大会等へ進出した場合には、都度校長宛に活動申請を行い、校長が認めた場合には、行うことができる。さらに、文化部においては、主要大会及びコンクール等も運動部に準ずるものとする。

## 6 部活動の活性化を図るために

### (1) 各種会議の開催と各種研修会への参加

#### ア 職員会議

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、年度初めの職員会議等において、運動部活動の運営や指導の目標、方針及び計画、さらに体罰禁止等について学校全体で共有すべき内容について確認する。

#### イ 拡大顧問会議

ウの顧問会議に、文化部顧問及び外部指導員等を含めた会議とする。内容は、ウに準ずる。

#### ウ 顧問会議

校長、運動部顧問及び部活動指導員等は、指導方法や生徒の状況等について情報交換を行うとともに、練習場所や練習終了予定時刻など、すべての部が共通して遵守すべき項目や各部活動の独自の活動内容等、部活動の運営について確認できる場を設定する。

#### エ 保護者会議

校長、運動部顧問及び部活動指導員等は、活動の現状や課題等について、保護者との共通理解を図る場を設定する。

#### オ 指導の向上のための研修

顧問及び部活動外部指導者等は、県や学校体育団体等が主催する指導者研修会等に、専門外の顧問等も積極的に参加し、最新の研究成果等を入手するとともに、客観的な科学的根拠に基づいたスポーツ医、科学の見地やコーチング及びマネジメンツの理論、スポーツにおける誠実性、健全性、高潔性の確保等を踏まえた指導に努める。

大会での入賞や地域で活動している部や個人の広報に努める。さらに、その際、名前や写真等の個人情報の広報については保護者の承諾を得るものとする。

## 7 その他

### ○ バス、マイクロ、ワゴン車等の使用について

本校の大型バス、マイクロバス、ワゴン車等を使用して、校外の試合等に参加する。その際は、専属の運転手によって送迎を行う。マイクロバス、ワゴン車は場合によっては当該免許を取得する顧問が運転するものとする。

○ バスの発着時間について

休日（日・祝を除く）の場合も本校で部活動が活動する際には、スクールバスとして京都・行橋・添田方面の送迎を行うものとする。（学校8時20分～30分着・13時10分発）